

2024年3月14日

日本紙通商株式会社
代表取締役社長 吉田 太

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の一般競争入札（以下「本入札」）に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2023年4月11日に公正取引委員会（以下「公取委」）の立入検査を受け、以降、公取委の調査に対し、全面的に協力して参りました。

本日、当社は、同委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客様をはじめ、関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、この度の命令を厳粛に受け止めるとともに、再発防止に向けた取組を徹底して行い、コンプライアンス強化と信頼回復に努めて参ります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、2017年6月5日から2022年9月30日までに実施された本入札において、他社と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた行為が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反するものとして、当該違反行為の排除を確保するために必要な措置を講じることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- 納付すべき課徴金の額：856万円
- 納付期限：令和6年10月15日

なお、当社は、課徴金減免制度及び調査協力減算制度の適用を申請した上、公取委の調査に積極的に協力したことにより、課徴金の30%の減算が認められております。

以上